

## 新型インフルエンザ発熱外来について

(平成21年6月3日付け、奈良県福祉部健康安全局 健康増進課からの報道発表)

### ■発表内容

明日6月4日(木)午前9時から、新型インフルエンザ発熱相談センターで、発熱外来をご紹介する患者は、昨今の国内外の患者発生状況や新たな知見を踏まえ、次の基準に該当する方とします。したがって、次の基準に該当しない方は、新型インフルエンザ発熱相談センターに相談することなく、直接、一般医療機関で受診して下さい。

なお、一般医療機関で受診される場合にも、一般医療機関にお電話をしてからお出かけ下さい。

#### 【発熱外来へ紹介する患者の基準】

1. 38度以上の発熱があって、せきやのどの痛みがある場合(いわゆる、「インフルエンザ様症状」)

かつ

2. 最近7日以内で、以下の(1)または(2)または(3)のいずれかにあてはまる場合

(1) 感染が報告されている地域(国内外)への渡航歴・滞在歴がある。

※当面は、「海外渡航歴」のみ。渡航先の国は問わない。

(2) 患者の周囲に(職場、学校、家族等)に、感染が報告されている地域(国内外)への渡航歴・滞在歴があり、インフルエンザ様症状を呈する者がいる。

※当面は、「海外渡航歴」のみ。渡航先の国は問わない。

(3) 新型インフルエンザ患者との接触歴がある。

なお、発熱後、24時間を経ないとインフルエンザ迅速検査で正確な結果が得られない場合もありますので、「発熱外来」への紹介をお待ちいただくこともあります。

【この件に関して詳しくはこちらへ】

<http://www.pref.nara.jp/secure/15418/syoukaikizyun.pdf>

なお、従来どおり保育所及び障害者・高齢者等の通所施設でインフルエンザ様症状がある場合の対応は通所せずに、発熱相談センターへ相談あるいは一般医療機関で受診されるようご指示願います。

また、保育所及び障害者・高齢者等の通所施設に在所中、インフルエンザ様症状が判明した場合には、速やかに発熱相談センターへ相談あるいは一般医療機関で受診いただき、他の入所者からの隔離や帰宅等の必要な処置を行っていただきますようお願いいたします。

(参考) リンク先

奈良県ホームページ

<http://www.pref.nara.jp/>

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>